

# 日本学童保育学会機関誌編集委員会規程

2010年6月20日理事会制定

1. 日本学童保育学会の学術に関する機関誌を『学童保育』（以下、本誌と略す）とし、年1回発行する。
2. 本誌は、特集論文、研究論文、実践研究論文、研究ノート、書評、日本学童保育学会の動向に関する記事、その他を掲載する。
3. 本誌の発行につき、編集・原稿依頼・投稿論文の審査などの実務のため、日本学童保育学会機関誌編集委員会（以下、編集委員会と略す）を置く。
  - ② 編集委員会は、日本学童保育学会規約第30条第3項にもとづき選任された機関誌担当理事及び編集委員で構成される。
  - ③ 編集委員会に、編集委員長を置き、機関誌担当理事をもってこれにあてる。編集委員長に事故があるときは、代表理事が理事のなかから代行者を選任するものとする。
  - ④ 編集委員会は、編集委員長が招集する。また、編集委員長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。
  - ⑤ 編集委員長は、編集委員会の議事及び本誌の編集・原稿依頼・投稿論文の審査などの実務を統括する。原稿依頼及び投稿論文の掲載の可否は、編集委員会の議決にもとづくものとする。
  - ⑥ 編集委員会は、理事会の承認を経て、編集委員会事務局を置くことができる。
  - ⑦ 編集委員会は、必要がある場合、投稿論文の審査について会員の協力を得ることができる。
  - ⑧ 編集委員会は、特定の個人または団体に対して原稿の依頼を行うことができる。その際、必要がある場合、会員以外の者にも原稿を依頼することができる。
  - ⑨ 編集委員長は、編集委員会の議事について次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、代表理事に報告しなければならない。
    - A) 日時及び場所
    - B) 出席した機関誌担当理事及び編集委員の氏名
    - C) 審議事項
    - D) 議事の経過概要及び議決の結果
4. 本誌への投稿および査読に関する内規については編集委員会でこれを定める。
5. 執筆者による校正は、原則として初校までとする。その際、大幅な修正は認められない。
6. 写真や図などについて、印刷に特に費用を要する場合、執筆者にその費用の負担を求めることがある。
7. 掲載原稿の著作権のうち、複製権と公衆送信権については、これを日本学童保育学会が無償で保有するものとする。

## 附 則

この規定は、2010年6月20日より施行する。